

# 新潟南訪問看護ステーション運営規程

## 〈事業の目的〉

- 第1条 要介護認定を受けた在宅の要介護者及び要支援者、又は病気やけが等により家庭において継続して療養している状態にある方等で、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた住民に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護、又は要請のある訪問看護を提供する。
2. 介護度にかかわらず、病状や療養生活に不安のある方が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援すると共に、地域の医療・保健・福祉と連携し療養生活の質の向上を図る。
  3. 在宅で療養している要介護又は要支援者、及びその家族の相談に応じ、療養上の不安や悩みを解決し、円滑な療養生活が可能となるよう療養上の管理及び指導を行う。

## 〈指定訪問看護等の運営の方針〉

- 第2条 指定訪問看護の基本方針として、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との密接な連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努める。
  3. 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。
  4. 前項のほか「新潟市指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第88号）」及び「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第92号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

## 〈事業所の名称及び所在地〉

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称：新潟南訪問看護ステーション
- (2) 事業所の所在地：新潟県新潟市中央区鳥屋野 2009 番地 3

## 〈従事者の職種、員数及び職務内容〉

- 第4条 事業に従事する者は、保健師、看護師、准看護師の資格を有する者とする。従業者（以下「職員」という）の職種、員数及び職務内容は次の各号のとおりとする。
2. 事業に従事する者は、身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時はこれを提示する。

(1) 管理者 1人（資格：保健師又は看護師 勤務形態：常勤）

事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用の申し込みにかかわる調整、業務の実施状況の把握その他事業所の管理を一元的に行うとともに、緊急時はできるだけ現場に駆け付け、介護保険等に規定される指定訪問看護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。また、主治医の指示に基づき訪問看護等が実施されるよう必要な管理を行う。

(2) 保健師、看護師又は准看護師

常勤換算方法で 2.5 以上を配置する。業務の状況に応じて職員数は適切な員数の人員を確保していく。医師の指示書に基づき指定訪問看護等の提供を行い、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等を行う。（准看護師は訪問のみとする）管理者を除く職員は、非常勤をあてることができる。ただし、この場合はそれぞれの勤務時間を 8 で除した時間数をもって換算する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

必要に応じて配置できるものとする。身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」という）によるものとする。

(4) 事務員

必要と認められる人数を配置する。

### 〈営業日及び営業時間〉

第 5 条 営業日及び営業時間は、医療法人恒仁会 新潟南病院職員就業規定に準じて定める。

1. 営業日：毎週月曜日から土曜日までとする。日曜日は休業とする。但し、利用者の状況により必要な訪問看護は調整する。
2. 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分、土曜日は午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分までとする。
3. 上記による以外に、利用者又はその家族等からの電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制であって、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制をとる。
4. 営業時間外の訪問看護については、利用者の希望に応じて 365 日 24 時間対応とする。

### 〈指定訪問看護等の内容等〉

第 6 条 指定訪問看護等は、次の各号に定める事項に留意して実施する。

- (1) 指定訪問看護等は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医意見書に基づき、訪問看護計画等に沿って実施する。
- (2) 指定訪問看護等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画書等の修正を行い、改善を図るよう努める。
- (3) 指定訪問看護等の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行う。

2. 指定訪問看護等の内容は、各号に定める。
  - (1) 病状、障がい、全身状態の観察
  - (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄などの日常生活の世話
  - (3) 褥瘡の予防・処置
  - (4) リハビリテーション
  - (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
  - (6) 療養生活への指導・助言等
  - (7) カテーテル等の交換・管理
  - (8) その他在宅療養を行うために必要な医師の指示による医療処置

### 〈利用料その他費用の額〉

第7条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」（以下「算定基準」という）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第127号）」（以下「予防算定基準」という）に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

2. 通常のサービス提供地域を超えてサービスを実施する場合は、算定基準及び予防算定基準に5%を加算し徴収する。
3. 訪問看護と連携して行われる死後の処置料11,000円（営業時間内）を徴収することができる。（別紙参照）
4. 指定制度外での訪問看護を提供する場合は、当ステーション設定の料金を実費で徴収する。（別紙参照）
5. サービス利用予定日当日の不適切な理由による突然のキャンセルの場合は、基本利用料の100%の額のキャンセル料を徴収する。ただし、体調の急変による受診などのやむを得ない事情がある場合は算定しない。
6. 訪問看護については、利用者が正当な理由なく、支払うべき利用料を2ヵ月以上滞納した場合は、1ヵ月以上の猶予期間を置いたうえで支払いの期限を定め、この期限迄に利用者からの支払いがない場合は、契約を解約する旨を通告することができる。
7. 介護保険法に基づいて、居住系施設との委託契約により、指定制度外での訪問看護を提供する場合は、当該事業所又は施設から、委託費として設定した料金を実費で徴収する。
  - ・委託費の受領方法については、当該事業所又は施設との契約に基づいて行う。
8. その他やむを得ず日常生活に必要な物品を代わって購入した場合は、実費を徴収する。
9. 利用者の申出等により1時間30分を超える指定訪問看護等を実施した場合は、利用料を徴収する。ただし、介護保険法の場合は除く。（別紙参照）

### 〈通常の事業の実地地域〉

第8条 通常の事業の実地地域は、新潟市中央区、江南区とする。但し、中央区は宮浦地域、東新潟地域、鳥屋野・上山・山潟地域。江南区は、曾野木中学校区域のみとする。

### 〈事業提供に当たっての留意事項〉

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努める。

2. 指定訪問看護等の提供を行う際には、その方の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期限、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
3. 指定訪問看護等の提供を行う職員は、当該看護の提供において常に社会人としての見識のある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。
4. 訪問看護師等の同居家族である利用者に対しては、その訪問看護師等は看護サービスを提供しない。

#### 〈緊急時等における対応方法〉

- 第10条 職員は、指定訪問看護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医及び管理者に連絡する。
2. 報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合等状況に応じて、医療機関への緊急搬送など必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告しなければならない。
  3. 看護師等は、前項についてしかるべき処置を実施した場合は、速やかに主治医及び管理者に報告し、利用者の訪問看護記録書に記録を残す。

#### 〈事故発生時の対応〉

- 第11条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な処置を講じなければならない。
2. 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
  3. 利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

#### 〈虐待の防止のための措置〉

- 第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 虐待の防止ための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) (1)～(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

#### 〈業務継続計画の策定〉

- 第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### 〈衛生管理等〉

第14条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を法人と連携しおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を法人と連携し整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### 〈苦情処理等〉

第15条 提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

(1) 苦情・相談担当窓口を次のとおり設置する。

① 設置場所 : 新潟南訪問看護ステーション

電話番号 : 025-284-7511

窓口開設時間 : 月～金 午前8時30分～午後5時30分

土 午前8時30分～午後0時30分

受付担当責任者 : 訪問看護ステーション管理者

②新潟市介護保険課介護給付係 025-226-1273

③新潟県国民健康保険団体連合会 025-285-3022

- (2) 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録しなければならない。
- (3) 介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行う。
- (4) 市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

#### 〈秘密保持〉

第16条 職員は、正当な理由がなく、その業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2. 前項の定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
3. サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。
4. 個人情報の保護に関しては、当ステーションにおける「個人情報の取扱管理規程」に沿って適切に対処する。

#### 〈職員の研修〉

第17条 全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年 3 回以上実施

#### 〈記録の整備〉

第 18 条 利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 主治医の指示書
- (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2. 職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人恒仁会が定める。

#### 付 則

- 1. この規程は令和 6 年 3 月 29 日から一部改正施行する。